

第3回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	4番	橋本正之
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員

3番	阿部和夫
5番	古徳哲郎

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
事務局長補佐	高木健
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第8号 令和6年春季農作業労賃標準額（案）について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第10号 非農地証明について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和6年第3回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は2名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、4番橋本委員、6番足立恵一委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和6年2月22日（木）市町村農業委員会会長・事務局長会議
（会長・事務局長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第8号「令和6年春季農作業労賃標準額
（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「令和6年春季農作業労賃標準額（案）について」説明をさせてい
ただきます。議案の2ページをご覧ください。昨年9月に農政専門部会を行
いまして、その際に秋季農作業労賃を諮らせていただきました。昨年との変更
点は、一般労務単価の方を最低賃金の方に合わせた秋の労賃と同じ形で一般労
務を変更しています。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 先月の総会の後に農政専門部会を行いまして、この件について相談はしており
ます。部会長さんは今日欠席ですので、先ほど事務局が言った通りでございま
すので宜しくをお願いします。

議 長 ご意見ご質問がありましたら、宜しくをお願いします。
ないようですので採決をとります。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり承認されました。続きまして、
議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書について」の説明をお願い
します。

事務局 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。議案は3ページからとなります。今回2件申請が出ていまして、譲受人さんは同じですが、1番と2番を分けて説明をさせていただきます。

（番号1）譲渡人が福定町のAさん、譲受人が夕日ヶ丘のBさんです。申請地を売買により所有権移転し、畑として使用したいという申請内容です。土地の所在地は、誠道団地の南西側の畑の新屋町3714番、畑、1010㎡で農用地区域になります。次に農地法3条第2項各号の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、現状も畑として利用しており、所有権移転後も耕作を維持するとのことで、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、周辺も畑に囲まれており、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、**阿部委員、築谷委員**にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、譲受人が現在も農地として使っている所です。所有者が管理出来ないため売買でBさんに譲り渡すとのことです。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。（番号1）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、（番号1）は、原案のとおり承認されました。続きまして、（番号2）の説明をお願いします。

事務局 （番号2）を説明させていただきます。譲渡人が中野町のCさん、譲受人が夕日ヶ丘のBさんです。申請地を売買により所有権移転し、畑として使用したい

と言う申請内容です。土地の所在地は、3ページをご覧くださいと、畑、田が6筆ありまして、合計で2217㎡です。7ページをご覧ください。福定町の(株)Dさんの事務所がある東側の入った農地、田圃です。田圃が3筆、6ページのほう(株)Dさんの前の道路を西に行ったところになります。県道米子空港境港停車場線沿いの場所ともう少し西側のところ1ヶ所、そして一本南西側の深田川沿いのところが5ページの農地となります。合計で2217㎡となります。次に農地法3条第2項各号の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、現在は使われておりませんが、現地確認を致しますと、伐採等もしておられます。なので、今後畑として管理していかれると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、**阿部委員**、**築谷委員**にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 6ページは畑でいいのですが、7ページは田圃でいったいどうやって葱を作るのか、ここはやめた土地ではないですか。

事務局 管理はされるということです。

築谷委員 ここは池のような状態です。皆様のご審議をお願いします。

事務局 補足ですが、地権者の方が県外の方に行かれるようで、管理がなかなか出来ないという事で、農家さんの方に管理をしてもらえないかと依頼をしたということで、Bさんの方が、田圃も込みで、農地として管理をするということであります。県道米子空港境港停車場線のほうは木の方も重機をいれて土を入れている状態です。7ページのほうは奥まった所で、木の伐採等はされましたが、土もぬかるんでいて重機も入らない状況で田圃のようになっておりますが、そのまま管理をされるという事です。

議 長 今、説明があったように、７ページなどは特に管理ができるような土地ではないです。

議 長 ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。（番号２）に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、（番号２）は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第１０号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第１０号「非農地証明について」を説明させていただきます。議案は８ページになります。今回１件の申請があります。所在地は芝町の１０４３番、畑、２１４㎡で所有者は芝町のＥさんです。土地の所在地は９ページをご覧ください。芝町の米子境港線の北側の濱田孝さんの家のお隣の角地なのですが、こちらの方が以前より、宅地の一部として使用されていた事に伴う非農地証明です。固定資産税等も以前から宅地として課税をされていたという事です。今後将来、相続といったことがおこった際に、畑だといろいろ手続きがあるので課税も合わせたいということでありました。現状も庭木等が植わっておりますので、宅地の一部となっている状態です。
現地調査は、**阿部委員、築谷委員、濱田委員**にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 非農地証明ということで、現地は家の西隣で、いつも見ている所でございます。現在、Ｅさんが住んでいる家の前が非農地証明の場所になります。毎日掃除をしてきれいにしておられます。樹木もたくさん生えています。皆さんの考えを聞いて決めてもらえたらいいと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第１０号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第１０号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第１１号「農用地利用集積等促進計画（案）について」の説明をお願いします。

議案内容に関係しますので河岡職務代理、梶谷委員は退席をお願いします。

(河岡職務代理、梶谷委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を説明させていただきます。議案の 11 ページから 14 ページまでとなります。このうち 1 番から 5 番まで上から 5 件につきましては、個人の所有者と農家さんとの利用権設定で 1 番につきましては、F さんが借りておられたのが契約期間満了に伴う更新です。2、3、4 番につきましては経営規模拡大による新規の借り入れの設定です。5 番の G さんにつきましては、つけかえということで、以前、F さんが作っておられましたが、先月農業委員会で合意解約ということで報告させていただきました畑でございまして、G さんが引き続き作られるという事です。6 番から 51 番までは、県の保有する県有地、中海干拓地で 3 年間という設定で、農家さんと契約を交わしています。今月期間が切れるということで新たに 3 年間の期間での更新です。一反あたり 8,000 円、すべて畑でございまして。筆数がトータルで 46 筆、法人が F さんと H さんです。あと個人の方が 6 人となっております、すべて県知事と借受の農家さんとの契約書を県から送っていただきまして、すべて確認し、今回の委員会にあげさせていただいたものがあります。説明は以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第 11 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 11 号は、原案のとおり承認されました。

(河岡職務代理、梶谷委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会（会長）

令和 6 年 3 月 22 日（金）

○鳥取県農業会議臨時総会（会長・事務局長）

令和 6 年 3 月 22 日（金）

○令和6年第4回境港市農業委員会総会

令和6年4月10日（水）

◆午後1時30分～

- ・ 農業委員会情報 市報 3月号「農地の転用について」
市報 4月号「令和6年春季農作業労賃標準額」
「畑の飛砂防止について」 予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和6年第4回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和6年3月11日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
